

令和2年6月2日

事業者各位

総務部総務課長

最低制限価格の算定にあたってのランダム係数処理の導入について

標記の件について、更なる入札・契約の公正性を確保するため、下記のとおり、最低制限価格の算定にあたりランダム係数処理を導入することとしましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

(1) 最低制限価格を、最低制限基本価格×ランダム係数とします。

※ 最低制限基本価格＝従来の最低制限価格

(2) ランダム係数は、0.9950 から 1.0050 までの範囲の数値とし、開札時に判明する入札書提出日時が1番手の業者の入札書受信日時（ミリ秒単位の下3桁）を使用して算出します。

(3) ランダム係数は、案件ごとに算出します。

2 適用対象

令和2年6月2日以後に、一般競争入札においては公告を、指名競争入札においては指名通知を行う案件について、適用します。